

伊勢地区

合併協議会だより

平成16年9月発行 vol. 3

発行：伊勢地区合併協議会 TEL 0596-21-1020 FAX 0596-21-1022
〒516-0021 伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4 三重県営サンアリーナ内



▲ 4市町村の担当者が部会ごとに各種事務事業を調整しています【写真は消防部会】

最終的な調整事業数は

約千2百項目

ほぼ順調に調整・協議が進行中

伊勢地区合併協議会は、現在、ほぼ毎月2回のペースで協議会を開催し、「合併協定項目」などの検討・協議を進めています。

市町村の合併にあたっては、基本4項目の「合併の方式」、「合併の期日」、「新市の名称」、「新市の事務所の位置」のほか、「議員の身分等の取扱い」、「地方税の取扱い」、「新市建設計画」などの法律で決められた項目の調整が必要です。これらを「合併協定項目」といい、24項目に分類しています。また、その項目の一つで、住民の皆さんの日常生活にも深く関わる「各種事務事業の取扱い」は、さらに22の項目に細分しています。【11ページに一覧表

を掲載]

この「各種事務事業」の調整に当たっては、4市町村の担当者で構成する専門部会・分科会が、住民の視点に立って住民間の公平・公正に留意し、将来的な財政見直しにも配慮しながら方針の検討を進めています。そして、住民負担や住民サービスへの影響の度合いに応じて「提案」事項と「報告」事項に分け、幹事会・助役会での調整を経た上で、順次、協議会で検討・協議しています。

最終的に「合併協定項目」の調整事業数は約千2百に上る見込みで、8月26日の第7回協議会までに6百44項目の協議を終えました。「合併の期日」や「新市の名称」、「職員身分の取扱い」など、まだ調整中の項目もありますが、ほぼ順調に協議は進んでいます。これから協議終盤に向け、未提案の項目や継続協議となった項目を調整します。



現伊勢市役所が新市の本庁舎、 3町村役場は総合支所に

— 「新市の事務所の位置」などを協議 —

協議も中盤を迎え、「新市の事務所の位置」や「地域審議会の取扱い」など、住民生活とかがわりの深い重要項目も順次方針が決まっています。これまで、ほぼ順調に調整・協議が進んでいます。この「議員の身分」に関しては、在任特例を使うかどうかで委員の意見が分かれ、6月の第4回協議会以降、2度の協議でも結論が出ず、引き続き継続協議となりました。今回は、第5回、第6回、第7回の協議会の結果をお知らせします。



▲8月26日の第7回協議会であいさつをする加藤光徳会長

第5回 協議

「新市事務所の位置」や
「議員の身分」などを協議

伊勢地区合併協議会は、7月8日、県営サンアリーナで第5回協議会を開催し、継続協議となっていた「新市の事務所の位置」、「議員の身分」を含む7件の協議事項と3件の報告事項、4件の提案事項を協議しました。

協議事項

■新市の事務所の位置 (継続協議)

これは第3回協議会で事務局へ差し戻しとなったもので、再調整の結果、現伊勢市役所を新市の事務所(本庁舎)とし、二見町・小俣町・御園村の現庁舎は、現行のサービス水準を維持するため、当分の間、地域振興機能を持つ総合支所として活用し、新市の行財政改革の進捗に合わせ随時見直します。

確認



■議会の議員の定数及び任期の取扱い(継続協議)
これも第4回協議会で結論が出ず、「継続協議」となっていたものです。

市町村の合併の特例に関する法律第6条(定数特例)及び第7条(在任特例)の特例措置を適用するかどうか、報酬の額等も含め、各市町村や委員の意向を確認しました。その結果、議員の任期に関しては「特例措置を適用せず、選挙区も設けずに合併と同時に設置選挙を行う」意見と、「半年程度の在任特例を望む」意見があり、結論には至りませんでした。

そこで、この状況を踏まえて、各市町村議会でもう一度検討を行い、最終的に第7回協議会で決定することになりました。

継続





◀7月8日の第5回協議会

■**公共的団体等の取扱い**
公共的団体等は、それぞれの団体の実情を尊重しつつ、統合・整備します。具体的には、4市町村に共通する団体は合併時に統合し、独自の目的を持った団体は原則として現行通りとします。

この公共的団体等には、商工会議所・農業協同組合等の産業経済団体や社会福祉協議会・老人ホーム等の厚生社会事業団体、体育協会・文化協会・婦人会等の文化事業団体のほか、自治会や交通安全協会など、公共的な活動を営むものすべてを含みます。



■**町、字の区域及び名称の取扱い**

地名は、それぞれの地域の歴史や文化と大きくかわり、住民にとっても愛着あるものとなっています。そのため、各町・字の区域は従来通りとし、名称は、伊勢市は従来通り、度会郡二見町と度会

郡小俣町は「度会郡」を「〇〇市」に置き換え、度会郡御園村は「〇〇市御園町」とします。また、名称の細部については各市町村で調整します。



■**人権政策事業**

「伊勢市隣保館運営審議会」と「部落解放運動団体助成」は伊勢市のみの事業で、現行通りとします。「人権施策審議会」と「人権施策推進協議会」は伊勢市に合わせて調整し、「男女共同参画審議会」は合併後速やかに調整します。



■**商工・観光関係事業**

今回は「観光事業」についての協議で、「神宮奉納全国花火大会」は現行の通り。「お伊勢大祭」、「めおとフェスタメモリアルキャンドル」、「おばたまつり」、「御園村ラブリバーふれあい祭り」も当分の間現行通りとし、

運営委員会等が主体となっているものは自主的な運営ができるよう努めます。「春まつり」、「楽市事業」も基本的には現行通りとしつつ、事業内容や運営体制などを見直します。「観光協会」は、

伊勢市の伊勢市観光協会、二見町の二見町観光協会、池の浦観光協会の統合に向けて働き掛け、負担金も事業効果や統合状況を見ながら調整します。また、「全国夫婦岩サミット連絡協議会」は現行の通りとし、「御木曳行事」は、新市一体で取り組めるよう、合併後速やかに調整します。



■**その他事業**

秘書部会、企画部会、監査部会の3つの専門部会の関連事項を協議しました。「名誉市町村民選考委員会」は、伊勢市に合わせて調整し、「総合計画」は、新市建設計画との整合性を図りながら合併後

速やかに策定します。「総合計画審議会」は伊勢市に合わせて調整し、「活性化活動事業補助金」は小俣町に合わせて調整。「監査委員の設置、定数及び報酬」は、伊勢市に合わせて調整します。



報告事項

■**人権政策事業の調整内容**

全部で11項目あり、その内、伊勢市の「集会所」、「市民館」の維持管理・運営と生活文化の向上・交流のための「教養文化講座」は、いずれも現行の通りとします。伊勢市の「空襲展」も現行通り。女性問題への理解や男女共同参画社会の実現に向けて伊勢市と小俣町、御園村が実施している「男女共同参画推進事業」は、伊勢市に合わせて調整します。



▼【表1】農業委員等の状況 (H16. 4. 1現在)

区 分		伊勢市	二見町	小俣町	御園村	合計	
委員数	選挙による委員の条例定数	26人	10人	16人	10人	62人	
	選任による委員の数	1号委員(農協推薦)	1人	1人	1人	1人	4人
		2号委員(議会推薦)	5人	3人	5人	4人	17人
	委員数合計	32人	14人	22人	15人	83人	
任 期		H14.7.20~H17.7.19					
委員報酬 (年額)	会長	247,200円	100,000円	107,200円	109,000円		
	職務代理(部会長)	233,400円	100,000円	—	—		
	委員	204,900円	100,000円	94,800円	96,000円		
市町村の区域の面積		17,897ha	1,194ha	1,156ha	605ha	20,852ha	
区域内の農地面積		2,654ha	222ha	527ha	332ha	3,735ha	
基準農業者数		2,712戸	170戸	418戸	360戸	3,660戸	

■商工・観光関係事業の調整内容

全17項目の内、伊勢市の「伊勢神宮奉納全日本民謡踊り大会」は、合併後も当分の間現行の通りとして随時調整します。近鉄宇治山田駅構内と外宮前の「観光案内所」も現行通りとします。伊勢市が矢持町に整備し、地元の振興会に管理運営を委託している「平家の里キャンプ村」、「農林漁業体験実習館」も現行の通り。観光客への湯茶接待や観光案内、駐車場の誘導・整理等を行う「初参り旅客受入対策」は更に協議・検討を重ね、充実に図ります。



■その他事業の調整内容

全30項目の内、「全国市長会・町村会」、「東海市長会」、「三重県市長会・町村会」は、伊勢市に合わせて調整します。4市町間で差のある功労表彰・善行表彰・団体表彰などの「表彰関連」は、合併後

速やかに伊勢市に合わせて精査し、調整します。「総合計画進行管理委員会」も伊勢市に合わせて調整します。「市町村勢統計要覧」は合併後速やかに調整し、「学校基本調査」や「人口推計調査」などは、それぞれ調整を図りつつ継続実施していきます。定期監査、補助金等の監査、出納監査などの「監査項目」は、4市町村同様のため、伊勢市に合わせて調整します。「工事監査」も、工事等の適正な検査を行うため、伊勢市に合わせて調整します。



提案事項

今回、「地域審議会の取扱い」、「健康づくり事業」、「障害者福祉事業」、「児童福祉事業」の4件を提案しました。これらは各市町村で協議・検討の後、第7回協議会で改めて協議することになります。

第6回協議会

「農業委員の任期」や「上下水道事業」を協議

7月22日には第6回協議会を県営サンアリーナで開催し、「農業委員の任期」や「上下水道事業」など6件の協議事項と4件の報告事項、5件の提案事項を協議しました。

協議事項

■農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会は、法律に基づいて設置された「行政機関」で、農業の担い手育成支援や農地の有効活用・権利移動・転用審査などを行っています。4市町村とも、選挙で選ばれた公選委員と議会や農業団体から推薦された選任委員で構成しています【表1】。4市町村の農業委員会での議論を経て、調整方針を「農業委員会」は新市に一つとし、4市町村の公選委員は合併特例法の在任特例の規定を適用して、引き続き1年

以内の期間、新市の農業委員として在任。その後の公選委員の定数は30人とし、選挙区は5選挙区、報酬は伊勢市の例による」として提案しました。しかし、「議員の身分等」に関する事項が継続協議中であり、農業委員の特例適用に対する疑問の声もあったため、次回協議会まで継続協議となりました。



■交通関係事業

「交通災害共済」は、県の掛金に準じ、伊勢市と二見町に合わせて調整し、更新日は毎年1月1日とします【表2】。また、伊勢市、小俣町、御園村の「交通安全推進協議会」は、伊勢市の例を基に、組織や委員構成を見直します。





▼【表2】交通災害共済掛金等一覧

区分	伊勢市	二見町	小俣町	御園村
掛金(人)	500円	500円	500円 (新小学1年生 無料)	500円 (中学生以下 250円)
生活保護世帯(人)	200円	200円	200円	200円 (中学生以下 100円)
見舞金	25,000円~1,200,000円			
更新日	1月1日	10月1日	7月1日	10月1日

■農林水産関係事業

二見町の「しようぶ園」と「民話の駅蘇民」は、引き続き管理組合に維持管理を委託します。「生産調整推進」のための転作達成農家への助成は継続し、事業内容の若干の相違は合併後速やかに調整します。御園村のラブリバー公園の「農地管理」も現行通りで、無料で借りた農地に景観作物を植栽していきます。小俣町と御園村が役場内で行っている「土地改良区事務」は廃止し、「土地改良区」は、解散予定の二見町の庄西土地改良区を除き、現行の通りとします。二見町の「農業集落排水」の使用料は、公共下水道事業に準じ、受益者負担金は原則、合併後10年間は現行通りとして、その間の見直し等は公共下水道の受益者負担金に準じます。「農業委員会」の部会構成は、伊勢市に合わせ農地部会と農業振興部会を置き、定数は農地部会20名、農業振興部会

17名とします。

伊勢市が一般廃棄物最終処分場用地として取得した「横輪環境保全林」約65万㎡は、現行通り立木の手入れをしつつ、将来的には自然を生かしたまちづくりを活用していくこととします。

水産関係の「漁港関係事業負担区分」と「水産関係事業負担区分」は、行政と関係漁協との負担割合に伊勢市と二見町で差があるため、合併時に統一します。

■商工・観光関係事業(その2)



前回の「観光事業」に続き、今回は「商工事業」について協議しました。

まず、伊勢市と小俣町の「勤労者持家促進資金貸付金」は、融資限度額が異なるため、伊勢市に合わせて調整し、4市町村の「勤労者教育資金貸付金」は現行の通り継続実施します。伊勢市と小

俣町が県の補助を受けて実施している「不採算路線バス運行事業」は、合併後も現行通り継続します。伊勢市は「伊勢志摩総合卸売市場」に毎年1千8百万円を運転資金として貸し付けていますが、これも現行通り。伊勢市の「工芸指導所運営協議会」も現行の通りとします。

▼【表3】現行の上水道使用料と加入金(一般家庭)

(使用料: 2か月分)

口径	使用量	伊勢市・御園村	二見町	小俣町
13mm	加入金	42,000円	63,000円	157,500円
	20㎡	2,625円	2,730円	2,100円
	30㎡	4,084円	5,355円	2,940円
	40㎡	5,544円	7,980円	3,780円
	50㎡	7,192円	10,605円	4,935円
	60㎡	8,841円	13,230円	6,090円
20mm	加入金	84,000円	147,000円	252,000円
	20㎡	2,919円	5,250円	2,730円
	30㎡	4,378円	7,875円	3,570円
	40㎡	5,838円	10,500円	4,410円
	50㎡	7,486円	13,125円	5,565円
	60㎡	9,135円	15,750円	6,720円



この間に、経営の見直しを行い、料金体系を整備します。「加入金」は、それぞれで金額に相違があるため、合併後5年間は現行の通りとし、この間、新市の料金体系とともに調整します。「給水申込手数料」は二見町、小俣町に合わせて調整し、「検針・徴収」は2か月に一度で統一します。

■上・下水道事業

「水道料金」は、合併後5年間は現行の通りとします【表3】。ただし、

▼【表4】現行の下水道使用料と受益者負担金（一般家庭）

〔使用料：1か月分〕

区分	伊勢市(宇治・中村地区)		二見町		小俣町		御園村				
受益者負担金	508円/㎡		150,000円/戸		80,000円/戸 (公告前20,000円)		80,000円/戸				
使用料	10㎡まで	1,000円	水量による料金体系ではなく、人数割により算出 ・基本料金 1,500円/軒 ・人数割 500円/人	10㎡まで	1,000円	10㎡まで	10㎡まで	1,000円			
	1㎡(2)き	0～10		0円	1㎡(2)き		0～10	0円	供用開始されていないため未定	0～10	0円
		11～20		130円			11～20	40円		11～20	40円
		21～30		150円			21～50	90円		21～50	90円
		31～50		180円			51～60	110円		51～60	110円
		51～100		210円			61～	130円		61～	130円
		101～500		245円							
501～	280円										
試算	使用量	使用料	人数	使用料	使用量	使用料	供用開始されていないため未定				
	20㎡	2,415円	3人	3,000円	20㎡	1,470円					
	30㎡	3,990円	3人	3,000円	30㎡	2,415円					
伊勢市、二見町、小俣町で料金体系が異なるため、1世帯の家族数を3人として、その家庭の使用水量が20㎡の場合と30㎡の場合の1か月の下水道使用料を試算し、比較しました。											

・下水道事業
「下水道使用料」は、宮川流域下水道の供用開始までの推進方法の相違

により、使用料の算出根拠が各市町村で異なるため、新市で調整し、経営の効率化と住民負担の適正化に努めます【表4】。具体的には、宮川流域下水道第1期事業認可区域の供用開始時（平成18年3月末予定）に、伊勢市、二見町、御園村の3市町村は統一単価とし、小俣町は宮川流域下水道に接続するまでは現行通りとします。「受益者負担金」の算出方法とその額

格差がありますが、原則として合併後10年間は現行の通りとし、小俣町、御園村地域を除く未認可地域の受益者負担金は、現行の算出根拠を基本に新市で検討します。「使用料の賦課・徴収」、「受益者負担金の取扱い」、「前納報奨金」などは合併時に統一します。



■パブリックコメントの募集

「パブリックコメント（政策意見提出制度）」は、行政が基本的な政策を立案する際に広く住民の意見を聞いて決定していく制度で、政策決定過程の公正の確保と透明性の向上、市民参画の促進を目的としています。今回、新市建設計画作成小委員会が作成した「新市建設計画」原案に対する住民の皆さんの意見を聞き、その内容をこの協議会で協議し、「計画」を決定していくことについて承認を求めたも



■交通関係事業の調整内容

全部で5項目あり、その内、伊勢市と小俣町が設置している「交通安全指導員」は、報酬額等に差があるものの、当分の間現行通りとし、随時調整します。道路の照明灯、反射鏡、防護柵等「交通安全施設新規設置維持補修」は、4市町村で整備施設の種類等に差異があるため、伊勢市に合わせ調整します。駅周辺の「放置自転車対策事業」は二見町を除く3市町村で

行っていますが、当分の間現行通りとし、随時調整します。



■農林水産関係事業の調整内容

農林、農業委員会、水産、維持管理の4つの部会からなり、全部で74項目あります。各種農業団体や協議会、研修会参加等の負担金は、4市町村で差異があるため、伊勢市に合わせて調整します。17市町村で構成する「伊勢地域農業共済事務組合」の負担金は、合併後も新市として負担することとします。「地産地消推進」のための料理講習会や試食会、食と農を考える会の運営などは、伊勢市に合わせて調整します。4市町村が農協等関係団体と地元推進員の協力を得て実施している「生産調整」実施水田の現地確認は、現行の通りとし、地域の生活環境の改善のため、伊勢市が行っている道路、排水路、公



▶7月22日の第6回協議会

園等の整備も現行の通りとします。二見町の「農業集落排水」関連の事業は、公共下水道事業に準じる、もしくは現行の通り。「農業委員会」の農地転用、農地の利用集積、利用変更等の現地調査、農家台帳の電算処理などがあるため、伊勢市に合わせ調整することとします。

漁港区域内の樋門の地元自治会への管理委託は、現行の通りとし、「豊北漁港」と「村松漁港」の航路の浚渫、護岸工事等も現行の通りとします。「排水機場」のポンプ施設の維持管理や補修関連は、4市町村で実施しているものや異なるものがあり、現行の通り、あるいは随時調整することとします。



■商工・観光関係事業（その2）の調整内容

全35項目の内、伊勢市の勤労者福祉施設「やす

らぎ公園プール」の維持管理と改修は、現行の通りとします。伊勢市と小俣町の「ファミリーサポートセンター」は、育児の援助に関連する会員組織で、合併時に委託方式で統一します。中高年齢の勤労者のための趣味づくりや健康づくり教室を実施している「サンライフ伊勢」の施設運営・維持管理は現行の通りとします。中小企業の情報化促進を支援する「(財)三重県産業支援センター」への補助は、合併時に統一します。地場産業の育成、工芸技術の研究、製品の需要拡大等のための「地場産業展」、「工芸技術等調査研究」、「地域産業PR」は伊勢市のみの実施で、現行通りとします。



■上・下水道事業の調整内容

全87項目で、その内、「給水区域」は伊勢市（御薮村を含む）、二見町、小

俣町の現在の区域を新市の給水区域とします。また、形態は、旧市町村の水道事業を廃止して新規に事業認可を受け、事業統合します。将来の給水の安定や円滑化のため、それぞれに策定している「第5次拡張事業計画」は合併後も現認可を引き継ぎますが、新たに事業認可を取り直すこととします。「老朽管更新」や「配水管敷設」、「増口径管敷設替」は、合併後の新市の財政計画に基づいて行います。二見町は、宮川用水から水を受給し、年間7億5千万円の管理費を納めています。合併後は受水を廃止する方向で調整します。処理水や原水などの水質検査の「検査項目」、「検査体制」は3市町で異なるため、合併時に新市の水質検査計画を作成し、委託による検査を行います。「量水器の検針」は、2か月検針として、当面、現行の検針員が検針を行うものの、合併後、民間委託

を検討します。現在、口座振替が主となっている「料金の徴収方法」は、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアでも取り扱います。伊勢市矢持町の「簡易水道」関連は、ほぼ上水道の調整方針に準じることとします。

下水道関連では、3市町で差異のある「使用料の賦課徴収」システムは、合併時に統一し、「下水道台帳整備」も3市町で業務委託のシステムが異なるため、合併後速やかに統一します。「終末処理場維持管理」、「下水管渠維持管理」は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者の合理化に関する特別措置法(合特法)を考慮して対応することとします。「雨水施設整備」、「汚水施設整備」、「下水道管渠整備」の各事業には、4市町村で異なるものもあります。現行の通りとします。





提案事項

今回、「介護保険事業の取扱い」、「広報広聴関係事業」、「消防防災関係事業」、「窓口業務」、「学校

教育事業」の5件を提案しました。これらの提案事項は、各市町村で協議、検討の後、第8回協議会で改めて協議することになります。

第7回協議

「職員の身分」や

「地域審議会」などを協議

8月26日には第7回協議会を県営サンアリーナで開催し、5件の協議事項と3件の報告事項、7件の提案事項を協議しました。

協議事項

■議会の議員の定数及び任期の取扱い(継続協議)

5月27日の第2回協議会で提案し、6月24日の第4回協議会と7月8日の第5回協議会で協議しましたが、いずれも結論が出ず、「継続協議」となっていたものです。

協議会の冒頭、「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」の協議状況について、加藤会長から報告がありました。この件は、前回の第6回協議会で協議の結果、再調整が必要であり、今協議会まで会長預かりとなりま

した。しかし、現在も引き続き協議・調整中であり、合併の期日とも関連することから、再度「継続協議」とすることに理解を求め、了承を得ました。

新市のスタートと同時に選挙を行い、新たな体制で臨んで欲しい」との意見でした。

結局、今回も調整が付かず、議案の調整方針の「新設合併の場合、合併関係市町村の廃止と同時に失職するが、合併特例法の特例措置を適用するか否か、及び報酬額の検討を行い、合併協議会において議決する」ことのみを確認し、具体的な議員の身分に関する「特例措置の適否」や「報酬」などは、改めて各市町村で調整の上、協議することになりました。



■地域審議会の取扱い

「合併によって住民の声が届きにくくなり、行政区域の拡大によって住民と行政の距離が遠くなる」といった住民の懸念に対し、合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを提供する制度として、

「地域審議会」があります。「地域審議会」は、合併前の市町村の区域ごとに設置し、新市建設計画の執行状況や当該区域の事務・事業、地域振興基金の運用や公共施設の管理・運営などについて審議・意見をすることができ

ます。そこで、新市の住民の意思を行政に反映する仕組みとして、合併特例法の規定に基づき、「地域審議会」を設置します。



■健康づくり事業

休日・夜間の「一次救急医療業務」は、関係医師会との調整を図りながら、合併後も当分の間現行の通りとし、随時調整します。「予防接種事業」は、法に基づく制度であり、4市町村とも同一のため現行通りとしますが、「高齢者インフルエンザ予防接種自己負担金」は一番安価な伊勢市(千円)に合わせて調整します。

▼【表5】保育料基準額試算表

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額(月額)	
	定	義	3歳未満児	3歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯		0	0
2	第1階層及び第6～第12階層を除き、前年		0	0
3	母子世帯等			
4	上記以外の世帯		5,000	4,000
5	均等割のみの世帯		9,400	8,000
6	所得割課税世帯		11,100	9,300
7	15,000円未満		12,800	11,800
8	15,000円～64,000円未満		21,000	17,900
9	64,000円～100,000円未満		33,100	19,900
10	100,000円～160,000円未満		39,400	21,900
11	160,000円～242,000円未満		43,400	22,900
12	242,000円～408,000円未満		45,500	23,900
	408,000円以上		47,800	24,900

「基本健康診査」や「各種がん検診」、「結核検診」など、24項目に渡る健康診査の関係では、それぞれ実施していない市町村があったり、市町村によって期間や対象者、委託料、自己負担金、受診項目等が異なったりしています。総体的には、関係医師会等との調整を図り、新市全域での公平なサービスの提供に努めるとともに、個人検診を基本とし、検診等の自己負担金は社会経済の動向を見ながら受益と負担の適正化の検討・調整をします。

■障害者福祉事業



伊勢市の「市立伊勢総合病院」は、現行のまま新市に引き継ぎます。

伊勢市と小俣町が在宅の重度身体障害者に電話の基本料を助成している「身体障害者日常生活用具給付(単独)」は、伊勢市と小俣町に合わせて調整し、合併後、廃止を含

めた見直しを行います。現在、伊勢市は単独で、他の3町村は度会郡・志摩郡合同で開催している「障害者スポーツ大会」は、伊勢市に合わせて調整し、実施方法等は合併後速やかに調整します。現在、二見町を除く3市町村が実施している「重度身体障害者リフトタクシー料金助成」は、対象者の範囲等が若干異なるため、伊勢市に合わせて調整し、単価等は合併後に見直します。「重度心身障害者タクシール料金助成」も、二見町を除く3市町村で実施していますが、対象者や助成金額に相違があるため、小俣町に合わせて調整し、合併後に見直します。障害者と75歳以上の高齢者のみの世帯又は障害者のみの世帯に対し、週1回食事を提供する二見町の「配食サービス」は「介護予防事業」で対応し、対応できないものは社会福祉協議会で対応することとします。既に4市町村そ

れぞれで策定している「障害者保健福祉計画」は、合併後、速やかに策定します。伊勢市と小俣町が重度の障害者に年2回支給している「福祉給付金」は、支給対象を身障手帳1級及び療養手帳Aの方とし、支給額は年額2万4千円の小俣町に合わせて調整します。また、扶養共済負担金の助成は伊勢市に合わせて調整します。

「児童福祉事業」
「保育料」は、4市町村それぞれで基準額・決定基準・階層などに格差があるため、合併時に統一します。なお、現時点では保育料基準額試算表の通りとなります【表5】。保育料決定基準は所得税及び市町村民税で、12階層とします。また、現在、それぞれ異なる「保育料の決定」方法は、小俣町に合わせて前年の所得税で算定します。「保育料見直しの遡及」も、小俣町

のみ7月に見直し、4月分まで遡及しているため、これも小俣町に合わせて調整します。4市町村がそれぞれ実施している「放課後児童対策」の設置・運営形態は当分の間現行の通りとし、将来は民営化の方向で検討します。伊勢市が行っている第3子以降への「チャイルドシート購入費用助成」は、伊勢市に合わせて調整しますが、財源の寄付金がなくなつた段階で調整します。産後の生活を支援する二見町の「ママヘルプサービス」は、二見町に合わせて調整します。現在、伊勢市の大世古保育所が行っている「延長保育」は、保護者負担金も含め、現行通りとします。4市町村の「保育時間」は、現在、それぞれで相違があり、平日・土曜とも8時30分から16時30分までの小俣町に合

れぞれで策定している「障害者保健福祉計画」は、合併後、速やかに策定します。伊勢市と小俣町が重度の障害者に年2回支給している「福祉給付金」は、支給対象を身障手帳1級及び療養手帳Aの方とし、支給額は年額2万4千円の小俣町に合わせて調整します。また、扶養共済負担金の助成は伊勢市に合わせて調整します。

「児童福祉事業」
「保育料」は、4市町村それぞれで基準額・決定基準・階層などに格差があるため、合併時に統一します。なお、現時点では保育料基準額試算表の通りとなります【表5】。保育料決定基準は所得税及び市町村民税で、12階層とします。また、現在、それぞれ異なる「保育料の決定」方法は、小俣町に合わせて前年の所得税で算定します。「保育料見直しの遡及」も、小俣町

のみ7月に見直し、4月分まで遡及しているため、これも小俣町に合わせて調整します。4市町村がそれぞれ実施している「放課後児童対策」の設置・運営形態は当分の間現行の通りとし、将来は民営化の方向で検討します。伊勢市が行っている第3子以降への「チャイルドシート購入費用助成」は、伊勢市に合わせて調整しますが、財源の寄付金がなくなつた段階で調整します。産後の生活を支援する二見町の「ママヘルプサービス」は、二見町に合わせて調整します。現在、伊勢市の大世古保育所が行っている「延長保育」は、保護者負担金も含め、現行通りとします。4市町村の「保育時間」は、現在、それぞれで相違があり、平日・土曜とも8時30分から16時30分までの小俣町に合

のみ7月に見直し、4月分まで遡及しているため、これも小俣町に合わせて調整します。4市町村がそれぞれ実施している「放課後児童対策」の設置・運営形態は当分の間現行の通りとし、将来は民営化の方向で検討します。伊勢市が行っている第3子以降への「チャイルドシート購入費用助成」は、伊勢市に合わせて調整しますが、財源の寄付金がなくなつた段階で調整します。産後の生活を支援する二見町の「ママヘルプサービス」は、二見町に合わせて調整します。現在、伊勢市の大世古保育所が行っている「延長保育」は、保護者負担金も含め、現行通りとします。4市町村の「保育時間」は、現在、それぞれで相違があり、平日・土曜とも8時30分から16時30分までの小俣町に合

のみ7月に見直し、4月分まで遡及しているため、これも小俣町に合わせて調整します。4市町村がそれぞれ実施している「放課後児童対策」の設置・運営形態は当分の間現行の通りとし、将来は民営化の方向で検討します。伊勢市が行っている第3子以降への「チャイルドシート購入費用助成」は、伊勢市に合わせて調整しますが、財源の寄付金がなくなつた段階で調整します。産後の生活を支援する二見町の「ママヘルプサービス」は、二見町に合わせて調整します。現在、伊勢市の大世古保育所が行っている「延長保育」は、保護者負担金も含め、現行通りとします。4市町村の「保育時間」は、現在、それぞれで相違があり、平日・土曜とも8時30分から16時30分までの小俣町に合



のみ7月に見直し、4月分まで遡及しているため、これも小俣町に合わせて調整します。4市町村がそれぞれ実施している「放課後児童対策」の設置・運営形態は当分の間現行の通りとし、将来は民営化の方向で検討します。伊勢市が行っている第3子以降への「チャイルドシート購入費用助成」は、伊勢市に合わせて調整しますが、財源の寄付金がなくなつた段階で調整します。産後の生活を支援する二見町の「ママヘルプサービス」は、二見町に合わせて調整します。現在、伊勢市の大世古保育所が行っている「延長保育」は、保護者負担金も含め、現行通りとします。4市町村の「保育時間」は、現在、それぞれで相違があり、平日・土曜とも8時30分から16時30分までの小俣町に合



▶8月26日の第7回協議会

報告事項

健康づくり事業の調整

内容

全部で46項目あり、その内、育児サークルやいきいきクラブ等の地域での自主活動を育成・支援し、健康づくりのリーダーを養成する「地域活動育成」は、伊勢市、二見町に合わせて調整します。4市町村で実施している「献血推進」は献血推進協議会と協力して実施している伊勢市に合わせて調整します。伊勢市と二見町で開催している「生活習慣病予防教室」は、伊勢市に合わせて調整します。「高齢者健康教室」や「痴呆予防教室」、「母親教室」、「幼児歯科教室」などの各種教室・講習・指導等は、基本的にはそれぞれ実施の方向で調整します。「妊婦・乳児健康診査」や「乳児健康診査」など、妊婦や乳児に対する各種健康診査は現行の通り、あるいは伊勢市に合わせ調整します。休

日・夜間の「応急診療所」は、合併時に統一します。



障害者福祉事業の調整

内容

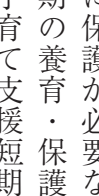
全40項目の内、「身体障害者手帳」は、伊勢市に合わせて調整し、台帳は電算システムで管理します。「身体障害者居宅生活支援」や「補装具交付事業」、「知的障害者居宅生活支援」などは4市町村で実施しているため、現行の通りとします。「精神障害者ホームヘルパー派遣事業」は現行通りとし、委託先については合併後調整します。「障害児居宅生活支援」も現行の通りとします。



児童福祉事業の調整内容

全29項目の内、「おおぞら児童園」は、心身に障害のある児童の療育を助成する施設で、4市町村から通園しているため、

運営は伊勢市に合わせて調整します。家庭の事情で一時的に保護が必要な場合、短期の養育・保護を行う「子育て支援短期利用」は、実施している伊勢市、二見町、小俣町の3市町に合わせて調整します。「児童手当」の支給関係は4市町村とも同様のため、現行の通りとします。「児童扶養手当」は市と町村間で決定権が異なるため、伊勢市に合わせて調整します。保護者への育児講座や特別保育事業等を行う「保育所地域活動」は、実施している伊勢市、二見町、小俣町の3市町に合わせて調整します。



提案事項

「国民健康保険事業の取扱い」、「高齢者福祉事業」、「児童福祉事業（その2）」、「その他福祉事業」、「建設関係事業」、「その他事業（その2）」、「新市建設計画」の7件を提



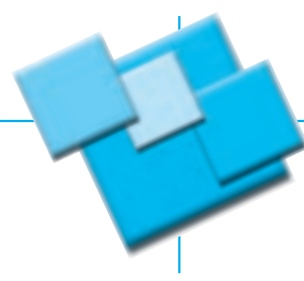
速報 新市名称の応募状況

8月に実施しました「新市の名称」案の募集には、6百2人の方から応募をいただきました。皆さん、ありがとうございます。今回、結果速報として、寄せられた中で多かった名称案の上位をお知らせします【左表】。なお、「新市の名称」は、この結果を参考に、第8回協議会に提案し、決定していく予定です。

▼「新市の名称」案の状況

順位	名称	応募数
1	伊勢市(いせ)	328
2	いせ市	38
3	新伊勢市(しんいせ)	25
4	伊勢神宮市(いせじんぐう)	14
5	神宮市(じんぐう)	11
6	神都市(しんと)	9
7	宇治山田市(うじやまだ)	7
8	伊勢山田市(いせやまだ)	6

案しました。これらの内、「新市建設計画」は次回協議会で、そのほかは次回協議会での協議するこ



市町村合併について ご意見をお寄せください

伊勢地区合併協議会では、市町村合併に関するご意見やご提案、協議会だよりをご覧いただいた感想など、皆様からのお便りを募集しています。

この用紙を点線部分で切り取り、のりで貼り付けてポストに投函してください（切手は不要です）。

なお、お寄せいただいたご意見等は、協議会だよりやホームページに掲載させていただくことがあります。

◇該当するところを○で囲んでください。

【住所】 伊勢市・二見町・小俣町・御園村
その他

【性別】 男 ・ 女

【年齢】 10代・20代・30代・40代
50代・60代・70歳以上

ここに折り

お願い！……楷書で丁寧に書きください

ご意見記入欄

のりしろ

●このご意見を公表してよろしいですか？
はい ・ いいえ

のりしろ

✂
キ
リ
ト
リ
線

✂
キ
リ
ト
リ
線

▼合併協定項目の協議状況（8月末現在）

項 目	状 況
■合併基本4項目	
合併の方式	●
合併の期日	◎
新市の名称	◎
新市の事務所の位置	●
■合併特例法に基づく協定項目	
議会の議員の定数及び任期の取扱い	◎
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	◎
地方税の取扱い	●
一般職の職員の身分の取扱い	◎
地域審議会の取扱い	●
新市建設計画	◎
■その他必要な協議事項	
財産の取扱い	○
特別職の身分の取扱い	●
条例、規則の取扱い	●
事務組織及び機構の取扱い	●
一部事務組合等の取扱い	○
使用料、手数料等の取扱い	○
公共的団体等の取扱い	●
補助金、交付金等の取扱い	○
町・字の区域及び名称の取扱い	●
慣行の取扱い	●
国民健康保険事業の取扱い	◎
介護保険事業の取扱い	◎
消防団の取扱い	●
各種事務事業の取扱い	—
電算システム事業	●
広報公聴関係事業	◎
消防防災関係事業	◎
地域振興事業	○
文化・国際交流事業	○
交通関係事業	●
窓口業務	◎
人権政策事業	●
ごみ収集・処理業務事業	○
環境対策事業	○
健康づくり事業	●
障害者福祉事業	●
高齢者福祉事業	◎
児童福祉事業	◎
その他福祉事業	◎
農林水産関係事業	●
商工・観光関係事業	●
建設関係事業	◎
上・下水道事業	●
学校教育事業	◎
社会教育事業	○
その他事業	◎

状況欄の丸印は、
●は確認済み、◎は協議中、○は未協議

今後の協議会開催予定

— どなたでも傍聴できます —

■第10回協議会

平成16年10月14日(木) 13:30～
会場：いせトピア・多目的ホール

■第11回協議会

平成16年10月28日(木) 13:30～
会場：県営サンアリーナ・国際会議場

* 上記の日程などはあくまでも予定です。傍聴を希望される方は、事前に協議会事務局（☎21-1020）で日時・会場などをご確認ください。



各市町村の合併担当窓口

協議会を構成している各市町村の合併担当窓口は次の通りです。

伊勢市市町村合併推進課（職員は協議会事務局に常駐）
TEL 0596-21-5538 FAX 0596-22-9699
E-mail gpk-ise@crocus.ocn.ne.jp

二見町企画課
TEL 0596-42-1111 FAX 0596-43-3754
E-mail info@town.futami.mie.jp

小俣町総務課
TEL 0596-22-7858 FAX 0596-22-3454
E-mail info@town.obata.mie.jp

御園村企画室
TEL 0596-22-0235 FAX 0596-28-2404
E-mail misono@amigo.ne.jp

協議会事務局

■伊勢地区合併協議会

〒516-0021 伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4
三重県営サンアリーナ内

TEL 0596-21-1020 FAX 0596-21-1022
E-mail:ise-gappeikyogi@crocus.ocn.ne.jp
URL http://www10.ocn.ne.jp/~ifom-gpk/

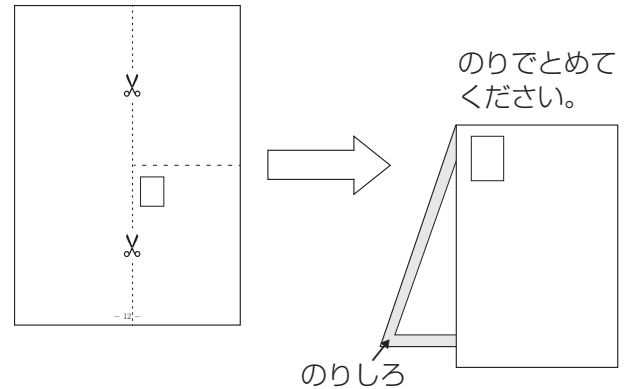
これまでの協議会での協議事項などは、随時、ホームページでより詳しく紹介しています。皆さん、ご覧ください。

返信用封筒の作り方

この部分は、協議会へのご意見送付用封筒としてご利用いただけます。
図のように切り取ってのりでおとめてください。

✂
キ
リ
ト
リ
線

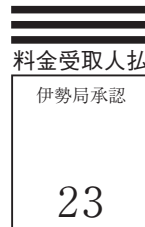
紙面



市町村合併に関するご意見をお寄せください。



— や ま 折 り —



届出有効期間
平成17年3月
末日まで

5 1 6 8 7 9 0

伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4
三重県営サンアリーナ内

伊勢地区合併協議会事務局 行



5 1 6 8 7 9 0

10